



INDEX

- | 「新年の挨拶」
- | ○報酬算定・運営基準
- | 「業務管理体制の届出について」
- | ○お知らせ
- | 「「東京都介護サービス情報」(ホームページ)の掲載について」
- | 「平成24年度 相談担当者のための住宅改修研修会」
- | ○注意
- | 「インフルエンザ対策及びノロウイルス等感染性胃腸炎対策の更なる徹底について」
- | 「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

平成25年1月1日発行 第102号

○ **新年の挨拶**

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、地域包括ケアシステムの構築を基本的な考え方とする介護保険制度の改正と介護報酬の改定が行われ、区市町村(保険者)においては、第5期の介護保険事業計画がスタートした年でした。

東京都は、利用者が地域で安心して暮らすことができる質の高い介護サービスが、円滑に提供されるよう保険者への支援に取り組むとともに、事業者の皆様への健全な事業運営を支援するため、大都市東京の実態に即した介護報酬とするよう国に提案するなどの取り組みを行ってきました。

計画の2年目となる本年は、東京都として、介護保険制度改正や介護報酬改定の影響を十分に把握・分析しながら、より良い制度・報酬となるよう引き続き国に提案するとともに、地域包括ケアシステム構築の基礎となる「個々の利用者のニーズや課題に応じた適切なケアマネジメント」の推進に力を入れて取り組んでまいります。

利用者の自立と尊厳が守られるとともに、都民から信頼される分かりやすい介護保険制度を目指し、今後も保険者並びに事業者の皆様と協力して取り組みを進めてまいります。本年もよろしくお願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 中山 政昭

○ **「東京都介護サービス情報」(ホームページ)の掲載について**

お知らせ

平成24年9月28日に、一部のページのリニューアルを行ったため、URL(ホームページのアドレス)その他の一部が変更になっています。「お気に入り」「ブックマーク」等に登録しているページが見つからない場合は、URLが変更されているか、ページが削除されている可能性があります。

ページが見つからない場合は、ページ右上にあるサイト内検索やサイトマップをご利用いただくか、もしくは、見つからないページのURLの"/index"を削除してアクセスしてください。ご不明な点については、下記にお問い合わせください。

なお、当該ホームページ内の掲載事項は、必要に応じ、随時更新を行っていますので、定期的にご確認ください。最近の主な更新事項は次のとおりです。

※ 「変更届」のうち、「法人に関する変更」の必要書類一覧表を修正しました。添付書類に一部変更がありますので、届出の際には、必ずご確認ください。

※ 「利用者の安全確保にかかる注意喚起」には、福祉用具の重大製品事故報告や感染症・食中毒等の社会福祉施設等における利用者の安全確保に関する情報提供を行っています。

※ 「各サービスに係る通知等」には、居宅サービスの種類ごとに通知等を掲載しています。

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 業務管理体制の届出について

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。(介護保険法第115条の32)。

業務管理体制の届出は全法人〈必須〉となっています。法令遵守責任者を定め、必要書類を添付して届出をお願いします。

詳細は、東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだご提出されていない法人様におかれましては、速やかにご提出いただくようお願いいたします。

■届出事項

届出事項／事業所数	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

■届出先

事業所等の展開に応じて異なりますので、必ずご確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報＞事業者指定申請・変更届・加算届等＞業務管理体制に係る届出

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/gyoumukannritaisei.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成24年度 相談担当者のための住宅改修研修会

お知らせ

東京都心身障害者福祉センターでは、区市町村窓口の方や地域で障害者・高齢者の支援をしている方に、障害者の住宅改修の基礎知識を習得していただくことを目的として研修会を開催します。「障害者の住宅改修」がメインですが、介護保険対象の方でも、障害に対する改修が必要な方もおられ、高齢者の支援機関の方にも知っておいていただきたい内容です。詳細については、以下のホームページをご覧ください。

■日時及び場所(日時及び場所を変えて同内容で2回実施します。)

1回目 平成25年2月1日(金曜日) 午後1時20分から午後4時50分まで
東京都心身障害者福祉センター 3階 第一、二研修室 (新宿区戸山3-17-2)

2回目 平成25年2月12日(火曜日) 午後1時20分から午後4時50分まで
東京都多摩障害者スポーツセンター 1階 体育館 (国立市富士見台2-1-1)※土足厳禁のため上履き持参

■対象 区市町村において住宅改修等の相談業務に携わる職員、障害者・高齢者の支援を行う機関の職員
(居宅介護支援事業所の介護支援専門員を含む)

各回 90名 (先着順) ※一事業所から多数お申し込みの場合、人数制限をさせていただく場合があります。

■参加費 無料

■申込方法 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、下記申込先あてFAXにてお申込みください。
申込期限は1回目:1月24日(木曜日)、2回目:1月31日(木曜日)です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→障害者＞東京都心身障害者福祉センター＞お知らせ＞平成24年度 相談担当者のための住宅改修研修会実施案内

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/oshirase/12jukai.html>)

【申込先・問い合わせ先】 東京都心身障害者福祉センター地域支援課地域支援係
TEL03-3203-6141(内線 2519) FAX03-3203-9742

○ インフルエンザ対策及びノロウイルス等感染性胃腸炎対策の更なる徹底について

都内ではインフルエンザ及びノロウイルス等感染性胃腸炎の患者数が急増し、流行拡大が懸念されております。各介護サービス事業所及び施設におかれましては、行政情報等により感染情報を把握するとともに、日々利用者の健康状態をチェックし、「うつらない・うつさない・(ウイルスを)持ち込まない」ための対策の更なる徹底をお願いします。感染予防・感染拡大防止等についての詳細は、以下のホームページを確認の上、適切な対策に努めてください。なお、感染が疑われる症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに施設内での感染拡大防止について、管轄の保健所と連携して対応してください。

【厚生労働省ホームページ】→政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>

健康>インフルエンザ関連情報 「今冬のインフルエンザ総合対策」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

食品>食中毒>食中毒の原因(細菌以外)「ノロウイルス」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/03.html#ink01>)

【東京都ホームページ】

「都内でインフルエンザの流行開始」(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/12/20mckb00.htm>)

「ノロウイルス等の感染性胃腸炎の流行警報」

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/12/20mc6200.htm>)

※参考 東京都感染症情報センター(<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>)

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(歩行補助車)に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました(平成24年12月14日公表分)。詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

福祉用具の利用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていただき、引続き事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>利用者の安全確保、事故防止等にかかる注意喚起>消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について(消費者庁)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi.html)